

特定非営利活動法人
北東アジアエネルギー安全保障センター
定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、特定非営利活動法人北東アジアエネルギー安全保障センターと称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を大阪府茨木市東太田一丁目3番地304号に置く。

(目的)

第3条 当法人は、社会経済の発展に応じて、エネルギーに係る調査研究、普及啓発、人的交流、役務の提供等の事業を実施することを通じて、北東アジアの繁栄に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類と事業)

第4条 この法人は、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 国際協力の活動
- (2) 経済活動の活性化を図る活動
- (3) 観光の振興を図る活動

2 この法人は、前項の目的を達成するため、次の事業の特定非営利活動を行う。

- (1) エネルギー政策に関する調査研究
- (2) エネルギー政策に関する普及啓発
- (3) エネルギー政策に関する人的交流
- (4) エネルギー政策に関する役務等の提供
- (5) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(種別)

第5条 当法人の会員は、次の四種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 当法人の目的に賛同し活動を支援するために入会した個人及び団体
- (3) 顧問
- (4) 客員研究員

(入会)

第6条 会員の条件は特に定めない。

2 会員として入会しようとするものは、会員の種別を記載した入会申込書により、理事長に申し込むものとする。

3 理事長は、正当な理由がない限り、入会申し込みがあったものの入会を、認めなければならない。

4 理事長は、前項において入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもつて本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(経費等の負担)

第8条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

2 社員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき。
- (4) 2年以上会費を滞納したとき。
- (5) 除名されたとき。
- (6) 総社員の同意があったとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届けを理事長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 当法人の会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(社員名簿)

第12条 当法人は、社員の氏名又は名称及び住所を記載した社員名簿を作成する。

(拠出金品の不返還)

第13条 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 総会

(種別)

第14条 当法人の総会は、通常総会及び臨時総会の二種とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要に応じて開催する。

(権能)

第15条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要な事項

(開催)

第16条 社員総会は、毎事業年度一回開催する。

(招集)

第17条 総会の招集は、理事の過半数をもって決定し、第34条第5項第4号の場合を除き、理事長が招集する。

2 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、少なくとも5日前までに各社員に通知しなければならない。

3 理事長は、次に掲げる請求があったときは、その日から15日以内に臨時総会を招集しなければならない。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から、会議の目的たる事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第34条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(定足数)

第18条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(決議の方法)

第19条 総会の決議は、第9条第1項第6号の場合を除き、もしくは法に別段の定めがある場合を除き、総社員の表決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の表決権の過半数をもってこれを行う。なお可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権)

第20条 各社員は、各1個の表決権を有する。

(表決)

第21条 総会における表決事項は、第17条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、第9条第1項第6号の場合を除き、もしくはこの定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

4 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第18条、第19条及び第23条第1項第2号の規定の適用については、出席したものとみなす

(議長)

第22条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

3 前2項の規定に関わらず、正会員全員が書面により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があつたものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行つた者の氏名

第4章 理事会

(構成)

第24条 理事会は、理事をもつて構成する。

(権能)

第25条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第26条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもつて招集の請求があつたとき。
- (3) 第34条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があつたとき。

(招集)

第27条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、第26条第2号及び第3号の規定による請求があつたときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもつて、少なくとも会日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第28条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第29条 理事会における議決事項は、第27条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項につ

いて書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第29条第2項及び第31条第1項第2号の適用について、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあっては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第5章 役員

(員数)

第32条 当法人に次の役員を置く。

理事 3名以上10名以内

監事 1名以上

(選任等)

第33条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 役員のうちには、それぞれの役員についてその配偶者若しくは3親等以内の親族が一人を超えて含まれ、または当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(職務)

第34条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) この法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法若

しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

- (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
- (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第35条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第36条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第37条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 職務の遂行に堪えない状況にあると認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(理事長等の選定及び職務権限)

第38条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長1名、副理事長1名を置き、理事の互選により定める。

3 理事長は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。

4 副理事長は、理事長の職務を補佐する。

5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の報酬等)

第39条 役員の報酬等については、総会の決議をもって定める。

(取引の制限)

第40条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、社員総会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする当法人との取引
- (3) 当法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までの年1期とする。

(事業報告及び活動決算)

第43条 当法人の事業報告及び活動決算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

(事業計画及び活動予算)

第44条 当法人の事業計画及び活動予算については、毎事業年度開始日の前日までに理事長が作成し、直近の総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、総会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

第7章 定款の変更、解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において変更することができる。

(解散)

第46条 当法人は、総会の決議その他法で定められた事由により解散することができる。

(残余財産の帰属)

第47条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会で議決した者に譲渡するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 当法人の公告は、当法人の掲示板に掲示するとともに、官報に掲載して行う。た

だし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページに掲載して行う。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 山本 武彦

副理事長 宮脇 昇

理事 玉井 雅隆

同 丸岡 泰

監事 友添 博介

3 この法人の設立当初の役員任期は、第35条第1項の規定にかかわらず、成立の日から2020年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第44条第1項の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、成立の日から2018年12月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。ただし、第5条第1項第3号及び第4号に定める顧問及び客員研究員はこれに該当しない。

(1) 正会員入会金 無料

正会員会費 年額一万円

(2) 賛助会員入会金 無料

賛助会員会費 年額五万円